

今後の優先取組物質に係る取組の進め方について（案）

1. 優先取組物質に係るフォローアップ結果の概要

平成 8 年 10 月に選定された優先取組物質については、平成 15 年度まで事業者による業界ごとの自主管理計画に基づく排出抑制の取組がなされ、排出量の削減及び大気環境濃度の改善が図られた。その後は、個別事業者の責任のもとでの自主的な排出抑制や地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へと移行したことから、毎年、本専門委員会において、排出量や環境濃度等をもとに優先取組物質に係る排出抑制の取組状況についてフォローアップを実施してきた。平成 19 年度までのフォローアップの概要は以下のとおりである。

(1) モニタリング調査によるフォローアップ

平成 19 年度のモニタリング調査結果においては、環境基準又は指針値（以下、「環境基準等」という）が設定されている 11 物質（ダイオキシン類を除く）のうち、ベンゼン等 3 物質について環境基準等の超過がみられたが、平成 18 年度に超過のあったジクロロメタンを含む 8 物質については、全ての地点で環境基準等を満たしていた。平成 19 年度に環境基準等を超過した物質について、超過地点数を平成 18 年度と比較すると、ベンゼンで減少（13 地点→3 地点）、ニッケル化合物で減少（5 地点→2 地点）、1,2-ジクロロエタンで同数（2 地点→2 地点）であり、全体的には改善がみられている。また、第二期自主管理計画終了の翌年度である平成 16 年度と平成 19 年度の超過地点数を比較すると、3 物質 30 地点から 3 物質 7 地点に減少している。

(2) PRTR データによるフォローアップ

優先取組物質のうち、PRTR 制度の対象となっている 18 物質（ダイオキシン類を除く）について、平成 15 年度から平成 19 年度における大気中への届出排出量の推移をみると、18 物質全体では約 27 %減少した。また、物質ごとに届出排出量の推移をみると、年度によって増減はあるものの、16 物質で減少し、2 物質で増加した。

(3) 環境基準等の超過地点における対策の状況

前述のとおり、平成 19 年度に環境基準等を超過した地点は 3 物質 7 地点であり、平成 18 年度の 4 物質 21 地点に比べ減少した。環境基準等を超過した地域においては、いずれも関係自治体において発生源の調査、排出抑制の指導等の措置が講じられている。

(4) PRTR データに基づくモニタリング地点の見直しについて

PRTR データをもとに、排出量が多く、かつ、周辺地域において地方自治体によるモニタリングが行われていない地域においては環境省が調査を行い、その結

果及び最新の PRTR 排出量データをもとに、必要に応じ、モニタリング地点の見直しをした上で、地方公共団体による監視がなされている。

2. 有害大気汚染物質に係るリストの見直しについて

「有害大気汚染物質に係るリスト」については、平成 8 年の大気汚染防止法（大防法）改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年 10 月の中央環境審議会の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」（234 物質）と「優先取組物質」（22 物質）がリスト化された。

その後、平成 11 年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が制定され、PRTR が制度化されたことから、第六次答申（平成 12 年）において、234 物質のリストは PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直しを行うことが適当であること、優先取組物質についても PRTR 制度による情報や最新の科学的知見をもとに見直すことが必要であることが指摘されていた。

PRTR については対象物質の見直しが行われ、昨年 11 月に化管法の施行令が改正されて 462 物質が新しい対象物質として選定されたこと、また、化学物質審査規制法（化審法）を改正して、「優先評価化学物質」を選定しリスク評価を進める等の動きがあることから、これらとの整合も念頭に置きつつ、有害大気汚染物質に係るリストの見直しを検討することが必要となっている。

このため、大気環境部会健康リスク総合専門委員会（第 9 回、平成 21 年 4 月 2 日開催）において、有害大気汚染物質に係るリストの見直しに関する基本的考え方について審議いただいた。その結果、

- ・「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」（234 物質）については、PRTR 対象物質との整合性を図る方向で見直すこと
 - ・「優先取組物質」（22 物質）については、有害性等に関する情報を整理しつつ、PRTR データ等も活用して見直すこと
 - ・併せて、有害大気汚染物質のリスクの程度に応じ、大防法等に基づいて行政や事業者が対応すべき内容を再整理すること
 - ・それらの再整理を行う中で、優先取組物質のうちすでに環境目標値が設定され、排出抑制の取組も進んだ物質の扱いについても検討すること
- 等の方針が了承され、委員会で出された意見に留意しつつ、作業を進めることとされた。

3. 今後の優先取組物質に係る取組の進め方について

モニタリング結果に基づくフォローアップの結果から、環境基準等の超過地点は、平成 15 年度に第二期自主管理計画が終了して以降も減少傾向にあり、平成 19 年度には 3 物質 7 地点と限定的になっている。また、環境基準等を超過した地域においては、地方自治体と事業者の連携による排出抑制の取組が進められている。

PRTR データに基づくフォローアップの結果からは、年度によっては排出量に若

干の増加がみられる物質はあるものの、経年的にみれば大半の物質において排出量は減少傾向にある。

さらに、PRTR による届出排出量が上位で、当該地域において大気環境モニタリングが行われていない地域においては、環境省の調査結果や最新の排出量の状況をもとに、必要に応じ、モニタリング地点の見直しをした上で、地方公共団体による監視がなされている。

このような状況を踏まえれば、現在の優先取組物質に係る今後の取組としては、事業者においてそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制を継続すること、また、地方公共団体において地域の実情に応じた取組を引き続き推進していくことが適当と考えられる。その上で、国においては、今後は基本的に行政サイドで排出量や環境濃度等を継続的に検証・評価し、必要に応じ地方公共団体等からの報告を求めつつ、地域単位での取組が適切になされるよう助言していくこととしたい。

一方、前述したように、今後、優先取組物質を含む有害大気汚染物質に係るリストの見直しを行い、併せてリスクの程度に応じ大防法等に基づいて行政や事業者が対応すべき内容を再整理していくこと、また、優先取組物質に係る新たな指針値等の設定が検討されていることから、これらの動向も踏まえ、有害大気汚染物質の排出抑制に係る国における取組の進め方等について、あらためて専門委員会において審議いただくこととしたい。